

令和元年度 第1回かほく市空家等対策審議会 会議録

招 集 年 月 日	平成31年4月23日 (火)					
招 集 場 所	かほく市役所 西フロア3階 301会議室					
開 始 日 時	13時30分					
終 了 日 時	14時53分					
応 召 委 員	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠
	会 長	丸岡 直子	○	副会長	北井 和彦	○
	委 員	山本 茂正	○	委 員	中谷 子	○
	委 員	室川 啓一	○	委 員	新谷 健二	×
	委 員	桜井 誠二	○	委 員	石田 烈	○
	委 員	川端 要	×			
【凡例】	○：出席を示す ×：欠席を示す					
委 員 の 定 数	9人 (10人以内)					
出 席 委 員	7名					
欠 席 委 員	2名					
職務のため会議に出席した者の職氏名	市民生活部長	丸井 厚司	防災環境対策課長	池田 昌健		
	課長補佐	藤橋 和俊	係長	東 賢一		
	嘱託職員	橋川 章				
議 事 等	委嘱状交付 組織について 1) 平成30年度空家等対策計画の評価について 2) 平成31年度のスケジュールについて 3) 特定空家等に認定した4戸の空き家等について その他					
配 布 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議次第会議 ・ かほく市空家等対策審議会委員名簿</li> <li>・ 平成30年度空家等対策業務スケジュール (実績報告)</li> <li>・ 各施策ごとの計画の進行管理について (平成30年度の取り組み)</li> <li>・ 平成31年度空家等対策業務スケジュール</li> <li>・ 特定空家等4戸の地域からの苦情・相談状況及び現状写真</li> <li>・ 市ホームページ「空き家についてのご相談」のリンク先</li> <li>・ 4月号広報紙</li> <li>・ 空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等</li> <li>・ 県内の空家等対策に関する取組状況の調査集計表 (その1・2)</li> </ul>					

会 議 の 経 過

事務局	<p>会議次第に基づき開会。</p> <p>※委嘱状交付については、石田委員と川端委員の2人</p> <p>※組織について説明後、審議会委員及び事務局職員の紹介 石田委員自己紹介 丸井部長あいさつ</p> <p>それでは、会長よりあいさつをお願いします。</p>
丸岡会長	<p>会長よりあいさつ</p>
事務局	<p>ありがとうございました。ここからは、会長により議事進行をお願いします。</p>
丸岡会長	<p>それでは、議件1について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>資料に基づき説明。</p>
丸岡会長	<p>議件1についての説明がありましたが、昨年度の事業評価を行うためにも議件3も関連があるため、議件1についての質問等の前に議件3の説明後に、一括して審議したいと思っておりますのでお願いします。</p>
委員一同	<p>同意。</p>
事務局	<p>議件3について資料に基づき説明。</p> <p>*特定空家等4戸中の内、次の2戸（助言・指導書通知後 措置期限平成30年12月末）の進捗状況として、</p> <p>（空き家No.550 白尾地区）は、所有者等から令和元年5月末頃に解体をしたいと意思表示があった。</p> <p>（空き家No.643 大崎地区）は、所有者等に危険な状態を直接伝えたところ、相談に来ると約束したが、未だに意思表示がない。</p>
丸岡会長	<p>それでは、各委員より質問等をお願いします。</p>

石田委員 事務局	<p>特定空家等は4戸ということだが、その他候補となる空き家等は無いか。</p> <p>建物の老朽具合（度）という観点では複数戸あるが、近隣への影響を考えた場合、現在のところ新規候補物件は見当たらない。</p>
山本委員	<p>空家等対策計画に対する進捗状況はどんなものか。何を基準に評価すれば良いか難しい。</p>
事務局	<p>進捗状況的には計画の対策項目の殆どに着手済みである中で、何をもって評価するかという指針を示すのは難しい。ただ、除却補助金利用実数が示すとおり老朽危険空き家の除却は進んでいるしまた、空き家バンク利用による市外からの転入者増で定住促進のいみでも効果を上げている。</p> <p>市内の空家対策全般的については徐々に市民に浸透してきていると考えている。</p>
桜井委員	<p>私の周りでも空き家の除却が進んでおり、対策効果は感じている。</p>
中谷委員	<p>空き家バンクの登録が0というのはどう考えれば良いか。</p>
事務局	<p>登録件数（平成30年度は6件）は多くはないが、すべての物件が売買及び賃貸契約成立している。</p>
丸岡会長	<p>全て契約成立は、評価して良いと思う。</p> <p>それでは、ここで議件1の評価については概ね良好として良いか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
丸岡会長	<p>次に、議件3の特定空家等の今後の対応について審議したいと思います。</p> <p>空き家No.550（白尾地区）については、所有者等から除却の意思表示があり今までも、瓦部分にネットを被せることをしており今後の状況（措置期限令和元年5月末）を確認して判断するというところでどうか。</p> <p>空き家No.643（大崎区）については、勧告の是非等、各委員の意見を願います。</p>
中谷委員	<p>対応をしない理由に金銭面的なことと言われているが、危険なままで放置するわけに行かない。</p>

室川委員 北井副会長	<p>勧告へ進まなければ何にも進展しないので、勧告をすべきである。</p> <p>そもそも、空家特措法の趣旨は特定空家等の対策に重点を置かれているため、勧告へすべきである。また勧告しても対応しないとなれば命令、そして代執行と進めて行くべきで、スピード感を持って対応に当たるべきである。</p>
室川委員	<p>1 1月頃には第2回審議会もある。まずは勧告をして、それに対する所有者等の対応を見て次回の審議会で審議をすれば良いのではないか。</p>
事務局	<p>勧告をするにあたり、相当の猶予期限を付して措置期限を設定したいと思います。 ※相当の猶予とは 該当物件を整理するための期間や工事の施行に要する期間を合計したものと考えられる。</p>
丸岡会長	<p>それでは、審議会に意見として空き家No.6 4 3（大崎区）については、勧告すべきあるということ为宜しいか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
事務局	<p>只今の勧告書の通知については、空き家No.5 5 0（白尾地区）の助言・指導の措置期限が来る5月末日としていることもあり、また、空き家No.6 4 3（大崎区）の所有者等1人に対し、本日付けで、助言・指導書を発送しましたので、6月上旬を予定しています。</p>
丸岡会長	<p>次に、議件2について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>資料に基づき説明。</p> <p>※本年度の審議会は2回の予定です。</p>
丸岡会長	<p>質問等ありますか。</p> <p>特に無いようですので、これで議事進行を終わります。</p> <p>次回の審議会は、11月下旬となります。皆様のご協力により議事進行をすることができました。ありがとうございます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他について、資料に基づき報告した。</p> <p>最後に副会長より閉会のあいさつをお願いします。</p>

北井副会長	副会長よりあいさつ
事務局	ありがとうございました。これで会議を終了します。皆様、お疲れさまでした。